

中環審第860号  
平成27年10月23日

環境大臣  
大塚 珠代 殿

中央環境審議会  
会長 浅野 直人

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（第二次答申）

平成27年6月8日付け諮問第406号により中央環境審議会に対してなされた「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（諮問）」については、別添のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので、答申する。

第一種特定化学物質に指定することが適当とされた塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類についての所要の措置について（第二次答申）

平成 27 年 10 月 23 日

「残留性有機化学物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（第一次答申）」において化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の第一種特定化学物質に該当するものと判定された塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類について、第一種特定化学物質の指定と併せて、以下の所要の措置を講じることが適当である。

1. 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品について（法第 24 条）

塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類が使用されている製品で、今後、我が国に輸入されるおそれがあり、使用の形態、廃棄の状況等からみて輸入を制限しない場合に環境汚染が生じるおそれがある下表に掲げる製品について、塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類が使用されている場合には、輸入を禁止することが適当である。

第一種特定化学物質	製品
塩素数が2のポリ塩化ナフタレン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潤滑油及び切削油</li> <li>・ 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤</li> <li>・ 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）</li> </ul>
ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤</li> <li>・ 防腐木材、防虫木材及びかび防止木材</li> <li>・ 防腐合板、防虫合板及びかび防止合板</li> <li>・ にかわ</li> </ul>

2. 第一種特定化学物質を使用できる用途について（法第 25 条）

塩素数が2のポリ塩化ナフタレン、ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類については、他のものによる代替が困難な用途が存在しないため、全ての用途について使用を禁止する措置を導入することが適当である。